

該当する□にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人)			
		県民局長(県民センター長) 様	
陳述	<input type="checkbox"/>	私は、暴力団員等ではありません。	
	<input type="checkbox"/>	私は、暴力団員又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。	
	(該当する者〔※注意書9参照〕がいる場合にのみ□にチェックし、別紙を添付する。該当する者がいない場合には□にチェックしない。)		
	<input type="checkbox"/>	自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受け申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。	
公売番号 (売却区分)		陳述書作成日	年 月 日
買受申出人 (個人)	本人	住所	〒 _____
		(フリガナ)	_____
		氏名	_____
		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
		生年月日	_____
		電話番号	( _____ ) _____
	電子メール	_____	

**注 意**

- 1 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください。(鉛筆書き不可)。
- 2 公売番号(売却区分)欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。公売番号(売却区分)の記載が不十分な場合は、入札が無効となる場合があります。
- 3 本用紙は、買受届出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人の用紙を用いてください。また、買受届出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受届出人(個人)法定代理人の用紙を用いてください。
- 4 共同入札の場合には、入札書ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 5 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者及び暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者」を指します。
- 6 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合は入札が無効となります。
- 7 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合は入札が無効となる場合があります。
- 8 買受申出人が宅地建物取引業又は債権管理回収業を受けて事業を行っている場合、その指定認可許可等を受けていることを証する書類を提出してください。また自己の計算において買受けの申出をさせようとする者が指定認可等を受けて事業を行っている者である場合、その者がその指定許可等を受けている書類を提出してください。
- ※9 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 10 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 11 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。